

五木村振興推進本部設置要項

(目 的)

第1条 川辺川ダム問題に長きにわたり翻弄され続けてきた五木村の振興を強力に推進するため、五木村振興推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 五木村の抱える諸課題の分析・検討に関する事。
- (2) “ひかり輝く”新たな五木村振興計画（以下「計画」という。）の見直し等に関する事。
- (3) 計画の実施及び進行管理に関する事。
- (4) 計画に基づき実施した事業の評価に関する事。
- (5) その他五木村の振興に関する事。

(組 織)

第3条 推進本部は、知事、副知事、別表に掲げる職員で構成する。

- 2 本部長は、知事を充てる。
- 3 本部長は、会議を主宰し、統括する。
- 4 本部長は、必要に応じて関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 副本部長は、副知事を充てる。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長のうちあらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。
- 7 本部長は、必要があると認められる時は、構成員以外の者をオブザーバーとして会議に出席させることができる。

(推進委員会)

第4条 推進本部に計画の着実な推進等を図るため、五木村振興推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

- 2 推進委員会の設置、運営については、別に定める。

(事務局)

第5条 推進本部の事務局を、企画振興部球磨川流域復興局に置く。

(雑 則)

第6条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

- この要項は、平成20年9月16日から施行する。
この要項は、平成21年6月22日から施行する。
この要項は、平成21年10月6日から施行する。
この要項は、平成22年6月2日から施行する。
この要項は、平成23年5月26日から施行する。
この要項は、平成25年6月27日から施行する。
この要項は、令和2年11月16日から施行する。
この要項は、令和3年5月12日から施行する。
この要項は、令和5年8月15日から施行する。
この要項は、令和6年4月16日から施行する。
この要項は、令和6年10月15日から施行する。
この要項は、令和7年2月7日から施行する。

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

知事公室長、総務部長、企画振興部長、デジタル改革推進局長、球磨川流域復興局長、健康福祉部長、環境生活部長、商工労働部長、観光文化部長、農林水産部長、食のみやこ推進局長、土木部長、企業局長、教育長、警察本部長、県南広域本部長、県南広域本部球磨地域復興局長